

特許登録令施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

- 特許登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第三十三号) · · · · ·
- 実用新案登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第三十四号) · · · · ·
- 意匠登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第三十五号) · · · · ·
- 商標登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第三十六号) · · · · ·

○特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）（第一条関係）

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条）

第一章の二 特許原簿の調製方法（第一条の二—第九条）

第二章 申請の手続（第十条—第十三条の三）

第三章 登録の手続

第一節 通則（第十四条—第二十七条）

第二節 職権による登録の手続（第二十八条—第四十条の二—）

第三節 命令および嘱託による登録の手続（第四十一条—第四十七条）

第四節 申請による登録の手続（第四十八条—第六十一条）

附則

第一章 総則

（登録の前後）

第一条 特許登録原簿における登録の前後は、同一の区（第七条第一項の甲区、乙区、丙区又は丁区をいう。以下この項において同じ。）にした登録相互間については順位番号、別の区にした登録相互間については受付の年月日及び受付番号（登録の双方に受付の年月日及び受付番号の記録がないときは登録年月日、登録の一方に受付の年月日及び受付番号の記録がないときは

目次

第一章 特許原簿の調製方法（第一条—第九条）

第二章 申請の手続（第十条—第十三条の三）

第三章 登録の手続

第一節 通則（第十四条—第二十七条）

第二節 職権による登録の手続（第二十八条—第四十条の二—）

第三節 命令および嘱託による登録の手続（第四十一条—第四十七条）

第四節 申請による登録の手続（第四十八条—第六十一条）

附則

現 行

受付の年月日と登録年月日)による。

2 特許仮実施権原簿における登録の前後は、同一の区(第七条の二第四項の乙区又は同条第五項の丙区をいう。以下この項において同じ。)にした登録相互間については順位番号、別の区にした登録相互間については受付の年月日及び受付番号(登録の一方に受付の年月日及び受付番号の記載がないときは受付の年月日と登録年月日)による。

## 第一章 特許原簿の調製方法

(特許登録原簿の調製方法)

### 第一条の二 (略)

(特許原簿の様式等)

### 第一条の三 (略)

2 5 (略)

(閉鎖特許原簿の作成)

第四条 (略)

2 3 (略)

4 第一条の三第三項及び第五項の規定は、前項の規定による閉鎖特許原簿に準用する。

5 前条の規定は、前項において準用する第一条の三第三項の目録に準用する。

(登録済みの通知)

## 第一章 特許原簿の調製方法

(特許登録原簿の調製方法)

### 第一条 (略)

(特許原簿の様式等)

### 第一条の二 (略)

2 5 (略)

(閉鎖特許原簿の作成)

第四条 (略)

2 3 (略)

4 第一条の二第三項及び第五項の規定は、前項の規定による閉鎖特許原簿に準用する。

5 前条の規定は、前項において準用する第一条の二第三項の目録に準用する。

(登録済みの通知)

第四十六条 命令又は嘱託により登録を完了したときは、次条において準用する第六十条の規定により返還及び通知するほか、特許権その他特許に関する権利の表示、命令書又は嘱託書の受付の年月日、受付番号、登録権利者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録の目的並びに登録済みの旨を特許権者その他特許に関する権利を有する者（登録義務者を除く。）に通知しなければならない。

第四十六条 命令又は嘱託により登録を完了したときは、次条において準用する第六十条の規定により返還及び通知するほか、特許権その他特許に関する権利の表示、登録権利者の氏名又は名称及び住所又は居所、登録の目的並びに登録済みの旨を特許権者その他特許に関する権利を有する者（登録義務者を除く。）に通知しなければならない。

## （表示部等の登録の方法）

第五十二条

26 (略)

特許登録令第三十一条又は第五十九条第一項の規定による申請により特許仮実施権原簿の事項欄に登録をするときは、前二項に規定する事項のほか、債権者、受益者又は委託者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに代位の原因を記載しなければならない。

8  
} 11  
(略)

(登録済みの通知)

第六十条  
(略)

2  
(略)

前二項の場合においては、登録義務者に特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号）、申請書の受付の年月日、受付番号、登録権利者の氏名又は名称、登録の目的及び登録済みの旨を通知しなければならない

## （表示部等の登録の方法）

第五十二条 (略)

26

7  
8  
10  
(略)

(登録済みの通知)

第六十条  
(略)

2

3 前二項の場合においては、登録義務者に特許番号（登録の目的が仮専用実施権又は仮通常実施権に関するときは、当該仮専用実施権又は仮通常実施権の登録の申請に係る特許出願の番号）、登録権利者の氏名又は名称、登録の目的及び登録済みの旨を通知しなければならない。ただし、登録義務者が当該登録に

。ただし、登録義務者が当該登録に係る特許権その他特許に関する権利の共有者の一人であるときは、他の共有者にもその旨を通知しなければならない。

係る特許権その他特許に関する権利の共有者の一人であるときは、他の共有者にもその旨を通知しなければならない。

改 正 案

現 行

（特許登録令施行規則の準用）

第三条 特許登録令施行規則第一条第一項（登録の前後）の規定は、実用新案に関する登録について準用する。

2 特許登録令施行規則第一条の三第四項及び第五項、第二条第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、実用新案に関する登録に関する帳簿に準用する。

（略）

4| 3| 特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条

（第二項を除く。）、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条（第二項及び第五項を除く。）、第四十条、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第七項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで（登録の手続）の規定は、実用新案に関する登録の手続に準用する。

（特許登録令施行規則の準用）

第三条 特許登録令施行規則第一条の二第四項及び第五項、第二条第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、実用新案に関する登録に関する帳簿に準用する。

（略）

3| 2| 特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条

（第二項を除く。）、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条（第二項及び第五項を除く。）、第四十条、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第六項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで（登録の手続）の規定は、実用新案に関する登録の手続に準用する。

改 正 案

（特許登録令施行規則の準用）

第六条 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十  
三号）第一条第一項（登録の前後）の規定は、意匠に関する登  
録について準用する。

2 特許登録令施行規則第一条の三第四項及び第五項、第二条第  
二項及び第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第  
一項、第八条並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、意  
匠に関する登録に関する帳簿に準用する。

（略）

4 特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条  
(第二項を除く。)、第十六条から第十九条まで、第二十条か  
ら第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六  
条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、  
第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第  
三十七条、第三十八条、第三十九条（第二項及び第五項を除く  
。）、第四十条、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四  
十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第  
四項から第七項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第  
五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、  
第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条  
まで（登録の手続）の規定は、意匠に関する登録の手続に準用

現 行

（特許登録令施行規則の準用）

第六条 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十  
三号）第一条の二第四項及び第五項、第二条第二項及び第三項  
、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第八条並  
びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、意匠に関する登録  
に関する帳簿に準用する。

3 | 2 |  
（略）

3 特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条  
(第二項を除く。)、第十六条から第十九条まで、第二十条か  
ら第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六  
条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、  
第三十二条、第三十四条第一項、第三十五条、第三十六条、第  
三十七条、第三十八条、第三十九条（第二項及び第五項を除く  
。）、第四十条、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四  
十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第  
四項から第六項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第  
五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、  
第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条  
まで（登録の手続）の規定は、意匠に関する登録の手続に準用

する。

する。

改 正 案

（特許登録令施行規則の準用）

第十七条 特許登録令施行規則第一条第一項（登録の前後）の規定は、商標に関する登録について準用する。

2| 特許登録令施行規則第一条の三第四項及び第五項、第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第八条並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、商標の登録に関する帳簿に準用する。

（略）

4| 3| 特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条（第二項を除く。）、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十九条（第二項及び第五項を除く。）、第四十条、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第七項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで（登録の手続）の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同令第十六条中「外国人」とあるのは「外国人（国際登録に基づく商標権の商標権者を除く。）」と、同令第二十一条中「表示部又は事項部」とあるの

（特許登録令施行規則の準用）

第十七条 特許登録令施行規則第一条の二第四項及び第五項、第二条第二項及び第三項、第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第八条並びに第九条（登録に関する帳簿）の規定は、商標の登録に関する帳簿に準用する。

（略）

3| 2| 特許登録令施行規則第十四条（第三項を除く。）、第十五条（第二項を除く。）、第十六条から第十九条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十八条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十九条（第二項及び第五項を除く。）、第四十条、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条（第四項から第六項までを除く。）、第五十三条、第五十四条、第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第一項、第五十七条、第五十八条第二項及び第三項並びに第五十九条から第六十一条まで（登録の手続）の規定は、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同規則第十六条中「外国人」とあるのは「外国人（国際登録に基づく商標権の商標権者を除く。）」と、同規則第二十一条中「表示部又は事項部」とあるの

現 行

は「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と読み替えるものとする。

るは「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と読み替えるものとする。